

SAGA2024全国障害者スポーツ大会 車いすバスケットボール競技実施要領

1 競技規則

令和6(2024)年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人日本パラスポーツ協会制定)によるもののほか、一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟競技規則及びこの要領の定めるところによる。

2 チーム

- (1) チームの構成は、ヘッドコーチ1名、ファーストアシスタントコーチ1名、マネージャー1名及びプレーヤー12名以内とする。ここでいうコーチとは、ゲーム中、実際にチームを指揮する者を指す。
- (2) ヘッドコーチ、ファーストアシスタントコーチ、マネージャーがプレーヤーを兼ねる場合は、プレーヤー1名簿に登録されていなければプレーヤーとして出場できない。この場合、プレーヤーの数はプレーヤーを兼ねるヘッドコーチ、ファーストアシスタントコーチ、マネージャーを含めて12名以内とする。
- (3) 男女混合のチーム構成も可とする。

なお、女子プレーヤーが大会に出場する場合には、コート内(5人)のプレーヤーの持ち点合計より女子プレーヤー1人につき1.5点を減算する。

ただし、コート内でプレーする女子プレーヤーの減算は2人までに適用する。

3 競技方法

- (1) 試合は、トーナメント方式とし、3位決定戦を実施する。また、トーナメント戦以外に、交流戦を実施する。
- (2) トーナメント戦は、10分のクオーターを4回行うものとし、第4クオーターが終わったときに得点が同点だった場合、1回5分間のオーバータイムを決着がつくまで必要な回数行う。第1クオーターと第2クオーターの間及び第3クオーターと第4クオーターの間にそれぞれ2分のインターバルをおく。第2クオーターと第3クオーターの間に10分のハーフタイムをおく。
- (3) 交流戦は、10分のクオーターを2回行うものとし、第1クオーターと第2クオーターの間に2分のインターバルをおく。第2クオーターには、一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟競技規則の第4クオーターのルールを適用する。第2クオーターが終ったときに得点が同点だった場合、抽選を行い、勝者を決定する。

4 服装等

- (1) 出場プレーヤーは、濃色と淡色(白色が望ましい。)の2種類のユニフォーム(シャツ)を用意し、原則として組み合わせ番号の若いチームが淡色(白色が望ましい。)のユニフォーム(シャツ)を着用すること。
ただし、第2試合目以降については、両チームの協議により、ユニフォームの色の濃淡を変更することができる。
- (2) 背番号は0、00及び1から99までの番号を使用し、審判とスコアラーにはっきりと分かるように付けること。

5 試合球

試合球は、公益財団法人日本バスケットボール協会検定7号球(モルテンB7G5000)とし、主催者が用意する。

6 組合せ

組合せは、令和6(2024)年8月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いの下に代理抽選の上決定する。

7 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 出場プレーヤーの持ち点の確認及び競技用車いすの検査

出場プレーヤーは、大会当日までに一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟発行の「プレーヤー登録証及び持ち点カード」又は「仮カード」により、補装具等の確認を受けるとともに、競技用車いすの検査を受けること。

持ち点について疑義が生じたときは、審査を行って持ち点を変更することがある。

9 チームベンチ

全てのゲームにおいて、プログラム上で最初に記載されているチーム(ホームチーム)のチームベンチと自チームのバスケットは、コートに向かってスコアラーズテーブルの左側を自チームのチームベンチとする。

10 その他

- (1) 監督会議は令和6(2024)年10月25日(金)に行う。なお、時間及び場所については別途通知する。
- (2) 開始式、表彰式に参加するプレーヤーは、原則として、ユニフォーム(シャツ)又はジャージのいずれかを、チームで統一し着用の上、競技用車いすで参加すること。
- (3) 競技場内には、チームベンチエリアに入る者のほか、主催者が認めた者以外は入ることができない。ただし、車いす使用者及びその介助者等は、指定された場所で観覧及び応援することができる。
- (4) トレーナー1名を、決められた席に待機させることができる。なお、トレーナーは参加申込時に別に登録した者に限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、公認パラスポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- (5) 会場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。
- (6) 練習は定められた場所で安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。
- (7) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。